

自己資本の構成に関する開示（三菱東京UFJ銀行・単体）

（単位：百万円、％）

項目	平成25年12月末	経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号
<b>普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目（1）</b>			
普通株式に係る株主資本の額	7,635,580		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	4,944,533		1a
うち、利益剰余金の額	2,691,047		2
うち、自己株式の額（△）	-		1c
うち、社外流出予定額（△）	-		26
うち、上記以外に該当するものの額	-		
普通株式に係る新株予約権の額	-		1b
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	-	1,139,452	3
経過措置により普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額（イ）	7,635,580		6
<b>普通株式等Tier1 資本に係る調整項目（2）</b>			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	-	234,174	8+9
うち、のれんに係るものの額	-	4,767	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	-	229,406	9
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	10
繰延ヘッジ損益の額	-	2,551	11
適格引当金不足額	-	-	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	13,364	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	14
前払年金費用の額	-	168,686	15
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに 関連するものの額	-	-	19
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に 関連するものの額	-	-	20
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に 関連するものの額	-	-	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに 関連するものの額	-	-	23
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に 関連するものの額	-	-	24
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に 関連するものの額	-	-	25
その他Tier1 資本不足額	-	-	27
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額（ロ）	-	-	28
<b>普通株式等Tier1 資本</b>			
普通株式等Tier1 資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	7,635,580		29
<b>その他Tier1 資本に係る基礎項目（3）</b>			
その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額	-		31a
その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		31b
その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-		32
特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額	-		
適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含ま れる額	1,401,885		33+35
経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	△ 1,326		
うち、為替換算調整勘定の額	△ 1,326		
その他Tier1 資本に係る基礎項目の額（ニ）	1,400,559		36
<b>その他Tier1 資本に係る調整項目</b>			
自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	-	-	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	-	38
少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	-	39
その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	7,558	40
経過措置によりその他Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	18,132		
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）のう ち、のれんに係るものの額	4,767		
うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	13,364		
Tier2 資本不足額	-	-	42
その他Tier1 資本に係る調整項目の額（ホ）	18,132		43
<b>その他Tier1 資本</b>			
その他Tier1 資本の額（（ニ）－（ホ））（ヘ）	1,382,426		44
<b>Tier1 資本</b>			
Tier1 資本の額（（ハ）＋（ヘ））（ト）	9,018,007		45

## 自己資本の構成に関する開示（三菱東京UFJ銀行・単体）

（単位：百万円、％）

項目	平成25年12月末	経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号
<b>Tier2 資本に係る基礎項目（4）</b>			
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額	-		
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		46
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	-		
特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	-		
適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,868,974		47+49
一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	97,095		50
うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	-		50a
うち、適格引当金Tier2 算入額	97,095		50b
経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	805,124		
うち、その他有価証券評価差額金の額	636,244		
うち、土地再評価差額金の額	168,879		
Tier2 資本に係る基礎項目の額（チ）	2,771,194		51
<b>Tier2 資本に係る調整項目</b>			
自己保有Tier2 資本調達手段の額	-	460	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	-	53
少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	-	54
その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	55,000	55
経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	5,286		
うち、その他金融機関等の資本調達手段の額	5,286		
Tier2 資本に係る調整項目の額（リ）	5,286		57
<b>Tier2 資本</b>			
Tier2 資本の額（（チ）－（リ））（ヌ）	2,765,908		58
<b>総自己資本</b>			
総自己資本合計（（ト）＋（ヌ））（ル）	11,783,915		59
<b>リスク・アセット（5）</b>			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	435,114		
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）のうち、のれん、企業結合に係るもの以外の額	229,406		
うち、前払年金費用の額	168,686		
うち、その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	16,764		
うち、その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	20,256		
リスク・アセットの額の合計額（ワ）	67,865,793		60
<b>単体自己資本比率</b>			
単体普通株式等Tier1 比率（（ハ）／（ワ））	11.25%		61
単体Tier1 比率（（ト）／（ワ））	13.28%		62
単体総自己資本比率（（ル）／（ワ））	17.36%		63
<b>調整項目に係る参考事項（6）</b>			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	723,598		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	276,371		73
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	-		74
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	100,364		75
<b>Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項（7）</b>			
一般貸倒引当金の額	-		76
一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	-		77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	97,095		78
適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	363,502		79
<b>資本調達手段に係る経過措置に関する事項（8）</b>			
適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	1,401,885		82
適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	206,225		83
適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	1,988,276		84
適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	-		85